

議案第 2 3 号

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の本町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 町長等の本町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 本町の職員（前 2 号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。